

「転嫁円滑化施策パッケージに基づく法遵守状況の自主点検結果報告書」の概要①

① 法遵守に向けた社内管理体制の構築割合について業種ごとにばらつきがみられた。社内管理体制の構築の割合が19業種平均（82.3%）より低い業種では、自主点検の回答割合も19業種平均（26.8%）より低いとの傾向がみられた。

＜社内管理体制の構築の割合が19業種平均（82.3%）と比べて低い業種例＞

道路貨物運送業、技術サービス業、映像・音声・文字情報制作業、機械器具卸売業

※下線付きの業種については、荷主による独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる5業種の平均（83.6%）と比べて低い業種例

② 価格転嫁状況の認識については、発注者の立場では「おおむね転嫁を受け入れている」との回答割合が高いのに対し、受注者の立場では「おおむね転嫁できている」との回答割合は低い結果となった。

＜発注者の立場での割合が19業種平均（81.4%）と比べて低い業種例＞

道路貨物運送業、映像・音声・文字情報制作業、情報サービス業

※荷主による独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる5業種の平均（87.2%）と比べて著しく低い業種例

化学工業、生産用機械器具製造業

＜受注者の立場での割合が19業種平均（39.4%）と比べて低い業種例＞

映像・音声・文字情報制作業、輸送用機械器具製造業、道路貨物運送業、情報通信機械器具製造業

※荷主による独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる5業種における法遵守状況の自主点検において、受注者の立場は点検の対象外

③ 問題となるおそれのある行為（以下「転嫁拒否行為」という。）に係る認識について、一部の業種において、19業種平均と比べて、従来どおりの取引価格に据え置いた割合が高いとの傾向がみられた。このような下請法等の買いたたきに該当するおそれのある行為の未然防止に向けて、下請法等の買いたたきの考え方について周知徹底を図ってまいりたい。

＜明示的に協議せず取引価格を据え置いたとの回答割合が19業種平均（13.8%）と比べて高い業種例＞

道路貨物運送業、技術サービス業、映像・音声・文字情報制作業、情報サービス業

＜価格転嫁をしない理由を文書等で回答せず取引価格を据え置いたとの回答割合が19業種平均（6.0%）と比べて高い業種例＞

道路貨物運送業

（参考）「転嫁拒否行為」を行ったと回答した事業者について、今後の対応を聞いたところ、引き続き「転嫁拒否行為」を続けると回答した事業者が、上記2つの類型について、それぞれ約2割、約5割と少なからず存在したが、その回答のほとんどは、道路貨物運送業と技術サービス業であった。

※荷主による独占禁止法違反につながるおそれのある行為が多く認められる5業種における法遵守状況の自主点検において、本項目は点検の対象外

以下、④及び⑤の項目も同様

※転嫁拒否行為（下記1及び2の行為）

◎公正取引委員会ウェブサイト 独占禁止法Q & A Q20（抜粋）

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、

- 1 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- 2 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

は、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある。

※「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」においても、同様に、上記1及び2の「転嫁拒否行為」が買いたたきに該当するおそれがあると記載している。

- ④ 価格交渉促進月間については、「毎年9月と3月の価格交渉促進月間のタイミングで取引先からの価格交渉・価格転嫁に積極的に応じるようにしている」、「9月や3月以外のタイミングで、少なくとも年1回、定期的に価格交渉に応じている」と回答していない事業者の割合について業種ごとにばらつきがみられた。「価格交渉促進月間」を契機に価格交渉等を呼び掛け、そのフォローアップ調査の結果に基づく業界への改善要請等を行ってまいりたい。

＜価格交渉促進月間のタイミング等で価格交渉・価格転嫁の要請に積極的に応じていないとの回答割合が19業種平均（12.9%）と比べて高い業種例＞

映像・音声・文字情報制作業、道路貨物運送業

- ⑤ パートナーシップ構築宣言については、その認知度や取組への姿勢について業種ごとにばらつきがみられた。そのため、以下のような認知度の低い業種を始め、改めて周知を行うとともに、宣言拡大に向けての働きかけを行ってまいりたい。

＜パートナーシップ構築宣言の認知度、取組への姿勢が19業種平均（60.0%）と比べて低い業種例＞

映像・音声・文字情報制作業、技術サービス業、広告業、機械器具卸売業、化学工業、道路貨物運送業

- ⑥ 今般の自主点検の結果において例示された業種を始めとして、事業者や事業者団体においては、適正な価格転嫁の実現など取引適正化の重要性の認識の共有や取組の周知徹底と併せて、法遵守状況の自主点検を含むコンプライアンス体制の実効性の確保が求められる。

公正取引委員会及び中小企業庁は、適正な価格転嫁の実現など取引適正化に向けて、事業所管省庁と連携して、今般の自主点検の結果や関連施策の周知徹底を図りつつ、自主行動計画やガイドラインの拡充・改善等を通じ、事業者や事業者団体における自主的取組の改善強化を促していく。

（参考）事業者団体における取組及び考え方

- ・サプライチェーン全体への適正取引の浸透にリーダーシップを発揮（輸送用機械器具製造業）
- ・適正取引の推進に向けた行動計画の周知、フォローアップ調査結果及び成功事例を共有（はん用機械器具製造業等）
- ・自主行動計画の改定、フォローアップ調査の実施、取引適正化に向けた各種周知（パートナーシップ構築宣言の推進を含む）（化学工業）

（参考）事業所管省庁における取組及び考え方

- ・パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化の取組に関する施策の周知や、一連の取引先の他業種含めてパートナーシップ構築を宣言しやすい環境整備が必要（厚生労働省）
- ・取引関係者がコスト上昇の現状について共通認識を持ち、適正な価格転嫁が実現できるよう、必要に応じて、関連省庁等からの情報提供を行うことが重要（農林水産省）
- ・①「パートナーシップ構築宣言」の宣言拡大やそれに基づく実効性ある取組の実施、
②毎年9月と3月の「価格交渉促進月間」を契機に価格交渉と価格転嫁を呼び掛け、そのフォローアップ調査の結果に基づく業界への改善要請と個社への大臣名での指導・助言、
③自主行動計画やガイドラインの拡充・改善等を通じた働きかけを実施し、業界内で適切に価格転嫁できる環境整備を進めていく（経済産業省）
- ・自主点検の結果を踏まえた業界における改善の取組を促し、取引適正化を図っていく（総務省）
- ・荷主企業や元請事業者等に対して理解と協力を呼び掛けるとともに、関係省庁が連携して、独占禁止法や下請代金法の取締りの強化、下請中小企業振興法に基づく指導、貨物自動車運送事業法に基づく荷主への働きかけ等の法的措置の実施等の取引適正化に向けた取組を継続する。また、適切な価格転嫁等に関する下請事業者等に対する配慮について荷主関係団体に要請する（国土交通省）